

## 第30回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 日 時 : 平成26年11月19日(水) 午後2時00分から
- 場 所 : 新潟市役所 第1分館 1-601会議室
- 出席者 : 伊藤委員, 岩瀬委員, 及川委員, 武田委員, 丸藤委員, 清水委員,  
長谷川委員, 松本委員
- 審議事項 : (1)ニトリ新潟東店の新設届出について(1回目)  
(2)(仮称)原信五十嵐東店及びゲオ寺尾店の新設届出について(2回目)
- 審議内容 : (1)設置者から当案件の概要を説明し, その後, 審議を行った。  
(2)事務局による現地調査の内容説明及び審議会の助言に対する設置者  
対応の説明後, 審議を行った。

### 【(1)ニトリ新潟東店について(1回目)】

- 委員 交通誘導員の配置はオープン時のみか。混雑が想定される時期にも誘導員等の配置を検討してほしい。
- 設置者 オープンのみ配置する予定。混雑が予想される時期においては, 状況を見て検討する。
- 委員 バス停の位置を動かすことにより, バス車両の停車に伴って滞留車が発生する恐れがあるが, 対策等はないのか。とくに土日。
- 設置者 日曜日のピークで1時間あたり120台の利用があり, 平日はおおよそ, その半分以上の利用見込。持続的に車両が入ってくるということは想定していない。  
また, 120台という数値は, 過大に見込んだ数値となっている。
- 委員 豊学校生徒の通学路は, 当店舗前を通るのではなく, 藤見町交差点にぶつかる道を通るという話だが, 当該バス停は, 豊学校生徒の利用が多いのか。
- 設置者 そういう話である。そのため, バス停は当店舗の出入口を通過せずに済む位置としている。
- 委員 店舗脇歩行者専用の側道「東3-543号線」について, 店舗前から店舗裏手の住宅方面へ抜けられるのか。

- 設置者 抜けられるが、住宅方面へ行く際は、階段を上ることになる。
- 委員 バスが停留中の際、後続から追い越し車両の発生が想定され、交通量的にも対向車が多い中で、その危険性についてはどう考えているか。
- 設置者 バス停の移動について、周辺住民（自治会等）に行った説明会での意見を踏まえ、バス会社及び市の関係部署とも再度協議した。何を優先するかという点で地元住民等の要望をあげ、住民等の意見を踏まえて西側へ移設ということで話を進めている。
- 委員 交通面での懸念は少ないといった判断でしょうか。
- 設置者 新たにバス停を設置するのではなく、既存のバス停が10m程度動くということだし、利用される方の意向を優先して判断している。
- 委員 出店に伴う近隣への影響等について、バス会社や警察マターで進めている計画に見受けられる。出入口の変更は検討しないという前提で、他の部分を考えているような印象がある。地域に与える影響を可能な限り少なくする方向で考えてほしい。
- 委員 出店に伴いバス停を動かすなどの措置を取るのではなく、現在の状況を勘案してどういった計画を立てるか、そういった取り組み方が良いのかと思う説明会についても、設置者として実施しないではなく、バス会社と協働で開催する方向が良いのかと思う。
- 設置者 周辺住民（自治会等）との説明会での意見を踏まえた変更案でバス会社等と再度協議し進めている。説明会はしていないが、意見をいただいた自治会に対し、変更案を説明して理解いただいた。協議をしていないわけではなく、大規模小売店舗立地法の手続きに関しては、市等関係部署からの意見を反映している。
- 委員 周辺の方々から意見が出たことについては、行政との協議とは違った面がある。
- 委員 緑地について、計画上だと少量かと思われる。
- 設置者 開発の対象ではないため、3%という基準は適用されない。その中で、面積は少ないが道路面や店舗脇にあたる部分は緑地を設ける。

委員 山の下東港線 1 号は西から東に向かって高低差のある勾配構造となっているが、出入口は勾配の影響なく、入出庫可能なのか。また、搬入車両の出入口はどうか。

設置者 来客用出入口は、低い位置での入出庫となり駐車場とフラットな位置関係。搬入車両出入口については、敷地内にスロープを設け、荷さばき車両を 1 階上に登らせる構造となっており、上の階の建物部分で荷さばきを行う。

委員 高低差等を勘案して出入口を設定したということか。

設置者 搬入車両出入口部分を来客車両出入口にすると、建物全体が高くなってしまいうため、高低差が発生しない低い位置での入出庫とし、出入口を設けている。

委員 車両誘導経路について、公道としているが迂回の懸念はどうか。

設置者 現地確認をしたが、生活道路は狭い道や勾配の生じる道が多いため、公道を主な誘導経路として考えている。チラシや誘導員の配置により対応する予定。

## 【(2) (仮称) 原信五十嵐東店及びゲオ寺尾店について (2 回目)】

委員 設置者の説明と建物の現況は一致していた。  
建物高さや北側部分の構造について、仮に法令と照らした場合でも内輪に入っており、屋根には熱放射の少ない素材を使用している。  
一定の配慮はされている印象を受けた。  
歩行者誘導経路については、誘導経路として扱って良いか疑問が残る。

委員 近隣に配慮している姿勢は見受けられた。  
歩行者通路について、この形状であるなら安全対策を講じる必要があると思われる。照明等の設置も検討してほしい。  
冬期間は閉鎖する説明があったが、夜間は閉鎖するという話は出ていただろうか。

事務局 夜間は閉鎖する方向で考えているが、営業時間を考慮して判断すると聞いている。

委員 現場写真を見ると、店舗間道路が広く見える。退店の際、脇道に行きやすくないよう、看板設置や誘導員対応を徹底してほしい。

事務局 庁内の関係部署や審議委員からの助言、意見書の内容について、設置者は環境配慮策を検討し、対応している又は対応していくとの申し出を受けている。よって、市の意見については、「意見なし」として審議会に諮問する。

委員 営業時間を冬期間は9時～21時と申し出があるが、今後、届出記載の営業時間に移行する際は、地域の方々との話し合い等をされ、十分配慮してほしいと思う。

委員 意見なしの旨諮問を受けているが、前述の内容を付帯意見として付することを本審議会における答申としてよろしいか。

委員 異議なし。

(審議会として、「意見なし、但し、付帯意見有」として審議を終えた。)